

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告 示

○一般廃棄物処理施設設置の許可申請があつた件 五五

○都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 五九

公 告

○一般競争入札を行う件 五〇

○河川整備基本方針を定めた件二件 五二

○河川整備計画を定めた件二件 五三

福島県労働委員会

○地方公営企業等の労働組合について労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲を認定した件 五三

正 誤

○平成二十九年九月十九日付け定例第二千九百三十五号中 五三

告 示

福島県告示第七百六十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八條第一項の規定により、一般廃棄物処理施設を設置しようとする者から許可の申請があつたので、次のとおり告示する。なお、その申請書及び同条第三項に規定する当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を、平成三十年十月五日から一月間一般の縦覧に供する。

平成三十年十月五日

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 福島県知事 内 堀 雅 雄
 環境省福島地方環境事務所 所長 室石 泰弘
 福島県福島市栄町十一番二十五号AXCビル六階

二 一般廃棄物処理施設の設置の場所
 福島県双葉郡双葉町大字細谷字大森百三十七番二ほか六十五筆

三 一般廃棄物処理施設の種類
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第五条第一項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設 二基

四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
 津波廃棄物、家屋解体廃棄物、片付けごみ、除染廃棄物、中間貯蔵施設の受入分別施設に搬入された除染廃棄物から土壌と分別した残さ

五 申請年月日
 平成三十年八月三十一日

六 縦覧場所

- 1 福島県相双地方振興局県民環境部環境課
 福島県南相馬市原町区錦町一丁目三十番地
- 2 富岡町生活環境課
 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚六百二十二番地の一
- 3 大熊町環境対策課
 福島県いわき市好間工業団地一番地四十三
- 4 大熊町企画調整課
 福島県会津若松市追手町二番四十一号
- 5 双葉町住民生活課
 福島県いわき市東田町二丁目十九番地の四
- 6 双葉町郡山支所
 福島県郡山市朝日一丁目二十番地二号
- 7 双葉町埼玉支所
 埼玉県加須市騎西三十六番地一
- 8 浪江町住民課
 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田七番地の二

（一般廃棄物課）

福島県告示第七百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三條第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成三十年十月五日

- 一 施行者の名称 株式会社アドマック
 - 二 都市計画事業の種類及び名称
 いわき都市計画一団地の住宅施設事業 常磐上矢田町一団地の住宅施設
 - 三 事業認可の年月日 平成二十九年九月十二日
 - 四 事業施行期間 平成二十九年九月十二日から平成三十二年三月三十一日まで
- 福島県知事 内 堀 雅 雄

五
事
業
地
収
用
の
部
分
変
更
な
し公
告

(まちづくり推進課)

公告第215号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県会津家畜保健衛生所ほか9施設の電気供給業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成30年10月5日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県会津家畜保健衛生所ほか9施設の電気供給業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 供給期間 平成31年1月1日から平成31年12月31日まで
- (4) 供給場所 福島県会津家畜保健衛生所（福島県会津若松市高野町大字上高野字村前90番地）ほか9施設

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者とし

- て登録を受けている者であること。
- (5) 福島県が示す予定使用電気量と同程度の電気供給実績があり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成30年10月25日(木)午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県農林水産部農林水産総室農林総務課
電話024-521-7392
なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、平成30年10月25日(木)午後5時15分まで必着とする。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において、平成30年10月5日(金)から同月25日(木)まで(土曜日、日曜日及び同月8日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- 5 入札説明書等の配布
次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
(1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成30年10月16日(火)午後5時15分までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
(1) 日時 平成30年11月14日(水)午後1時30分
(2) 場所 福島県自治会館5階502会議室(福島県福島市中町8番2号)
(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成30年11月13日(火)午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
(2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価(kW単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)及び使用電力量に対する単価(kWh単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する額を入札書に記載すること。
(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
(4) 契約書作成の要否 要
(5) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Electricity Supply for use at Aizu Livestock Hygiene Service Centre and 9 other facilities 1set
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 1:30p.m., 14 November 2018
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:15p.m., 13 November 2018
- (4) Contact point for the notice : General Affairs Division, Agriculture, Forestry and Fishery Section, Agriculture, Forestry and Fishery Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima, 960-8670 Japan TEL024-521-7392

(農林総務課)

公告第二百十六号

河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第十六条第一項の規定により、河川整備基本方針を次のとおり定めた。
この方針に係る関係書類を福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県相双建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年十月五日

福島県知事 内堀雅雄

河川整備基本方針の名称 二級河川富岡川水系河川整備基本方針

(河川計画課)

公告第二百十七号

河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第十六条第一項の規定により、河川整備基本方針を次のとおり定めた。
この方針に係る関係書類を福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県相双建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年十月五日

福島県知事 内堀雅雄

河川整備基本方針の名称 二級河川紅葉川水系河川整備基本方針

(河川計画課)

公告第二百十八号

河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第十六条の二第一項の規定により、河川整備計画を次のとおり定めた。
この計画に係る関係書類を福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県相双建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年十月五日

福島県知事 内堀雅雄

河川整備計画の名称 二級河川梅川水系河川整備計画

(河川計画課)

公告第二百十九号

河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第十六条の二第一項の規定により、河川整備計画を次のとおり定めた。
この計画に係る関係書類を福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県相双建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年十月五日

福島県知事 内堀雅雄

河川整備計画の名称 二級河川小泉川水系河川整備計画

福島県知事 内堀雅雄

福島県労働委員会

(河川計画課)

福島県労働委員会告示第一号

地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第五条第二項の規定により、同法第三条第四号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二条第一号に規定する者の範囲を次のとおり認定した。

なお、地方公営企業等の労働組合について労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲を認定した件(平成二十九年福島県労働委員会告示第一号)は、廃止する。
平成三十年十月五日

福島県労働委員会

会長 平石典生

- 一 地方公営企業等の名称 いわき市立総合磐城共立病院
- 二 労働組合の名称 自治労いわき市立病院職員労働組合
- 三 労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲

勤務箇所	労働組合法第二条第一号に規定する者
総合磐城共立病院 学院	院長、副院長、診療局長、救命救急センター長、医療安全管理室長、院内感染対策室長、病理診断センター長、医療技術部長、医療情報管理部長、地域医療連携室長、患者サポートセンター準備室長、副診療局長、薬局長、事務局次長、事務局次長、看護部長、情報システム管理室長、経営企画課長、総務課長、医事課長、病院建設課長、計画推進室長、副看護部長、統括主幹、経営企画課長補佐、総務課長補佐、財政経営係長、企画広報係長、総務係長、職員係長、事務局総務課の主査及び事務主任のうち人事・労務を担当する者 学院長、事務長、教務主任

四 認定年月日 平成三十年九月二十五日

(審査調整課)

正 誤

○平成二十九年九月十九日付け定例第二千九百三十五号中

ページ	段	行	正	誤
五一五	下	十	佐藤酒店	佐藤商店